

健生食輸発0204第3号  
令和8年2月4日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
( ブラジル産鶏肉のドキシサイクリン及びタンザニア産ごまの種子のクロルピリホス )

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和8年2月4日付け健生食輸発0204第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、ブラジル産鶏肉のモニタリング検査において残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、モニタリング通知を下記のとおり改正する。

また、タンザニア産ごまの種子のクロルピリホスについて検査命令の対象としたことから、モニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いする。

#### 記

1. 別表第2への追加

- ・ブラジル産鶏肉及びその加工品(簡易な加工に限る。)のドキシサイクリン

2. 別表第3への追加

- ・ブラジル産鶏肉及びその加工品(簡易な加工に限る。)のドキシサイクリン(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「SAO SALVADOR ALIMENTOS S/A」であるものに限る。)

3. 別表第2から削除

- ・タンザニア産ごまの種子及びその加工品(簡易な加工に限る。)のクロルピリホス

4. 別表第3から削除

- ・タンザニア産ごまの種子及びその加工品(簡易な加工に限る。)のクロルピリホス(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「AST ENTERPRISES FZCO(アラブ首長国連邦)」、「AST ENTERPRISES INC(アラブ首長国連邦)」又は「H S IMPEX LTD」であるものに限る。)